公告 第 144 号
令和8年11月18日

公　　告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長　黒木　和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6MCE12A01440	6MCJ1A00313 0001		

品名　または　件名
電動式簡易運搬装置外注整備役務
部品番号　または　規格
仕様書及び調達要領指定書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
2.00	UN						

納地または工事場所	引渡場所
島松駐屯地	１１号倉庫及び３１号倉庫
搬入場所	納期または工期
１１号倉庫及び３１号倉庫	令和9年3月31日（水）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊北海道補給処　調達会計部

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年12月15日（火）10時00分　北海道補給処調達会計部入札室

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
ウ　全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
エ　契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
オ　下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
(2)　落札決定方法
ア　総額により決定する。
イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
(3)　入札の無効
ア　注意事項第１項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条件に違反した入札
ウ　入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
エ　入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
オ　電話、電報及びＦＡＸによる入札
カ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4)　契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(5)　その他

ア　入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ　郵便入札

(ｱ)　郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）

(ｲ)　郵便入札の要領等

a　送付先

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b　送付期限

令和８年１２月１４日（月）１７時００分（必着）

ウ　送付要領

(ｱ)　入札書は「件名“電動式簡易運搬装置外注整備役務”入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(ｲ)　上記アの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ　到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(6)　再度入札

ア　郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ　郵便による入札者がいる場合

(ｱ)　再度入札の実施日時

令和８年１２月１８日（金）１４時００分

(ｲ)　郵便入札の要領

a　送付期限

令和８年１２月１８日（金）１２時００分（必着）

b　その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7)　提出書類

ア　資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（ＦＡＸ可）

イ　代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

ウ　契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「再委託承認申請書」を提出する。

なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載する。

(8)　再委託者の確認

契約担当官は、再委託承認申請の承認に当たって、「再委託承認申請者」に記載された再委託者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、再委託を承認しない。

(9)　入札に関する問合わせ先

ア　仕様書に関する事項

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処補給部管理課（担当：沼田）

電　話　０１２３－３６－８６１１（内線５９１４）

イ　入札及び契約等に関する事項

〒０６１－１３９３　恵庭市西島松３０８

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課　担当：鏑木

電　話　０１２３－３６－８６１１（内線５８８７）

ＦＡＸ　０１２３－３６－８７１９（直通）

(10)　公告掲示場所

ア　掲示板

(ｱ)　島松駐屯地

(ｲ)　恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ　北海道補給処ホームページ

http//www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html

(11)　公告掲示期間

令和８年１１月１８日～令和８年１２月１５日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く

ア　　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：　**６ＭＣＪ１Ａ００３１３**

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
電動式簡易運搬装置外注整備役務		ＮＶ－Ｚ２３００００	
		防衛大臣承認	平成　　年　　月　　日
		作　　成	平成　　年　　月　　日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	北　海　道　補　給　処

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，北海道補給処において実施す装備品等の外注整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

1.5　適用品

適用品については，表１に示す。

表１－適用品

品　　名	電動式簡易運搬装置
器材番号	６ＦＢＲ１５－３３７１１
	６ＦＢＲ１５－３３７２３

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.1による。

2.2　整備内容要求事項

調達要領指定書によって指定する。

2.3　整備基準

整備基準は，当該整備品の取扱説明書によるほか，製造会社の定める社内基準・規格による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は，契約相手方が指定する場所とする。

2.5　外観・機能・性能

2.5.1 外観

外観は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の 2.12.1 によるほか，その他の欠陥があってはならない。

2.5.2 機能・性能

機能及び性能は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｔの 2.12.2 によるほか，整備基準は，当該整備品の取扱説明書によるほか，製造会社の定める社内基準・規格による。

2.6　整備対象部位以外の整備等

整備対象部位以外の整備等が発生した場合は，契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

3　品質保証

3.1　試験の方法

試験の方法は，当該製造会社の修理基準によるものとする。

3.2　試験器機

試験に必要な機器及び設備については，契約相手方が準備するものとする。

3.3　入場検査

契約相手方に引き渡す際，外観，数量，附属品等について点検，確認する。

3.4　監督

監督は実施しない。この仕様書に示した交換部品以外の部品等の交換が発生した場合は，契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

3.5　完成検査

整備終了後，この仕様書に示した修理部位について，現物確認により行なう。

3.6　受領検査

納入時，外観，数量，附属品について行う。

3.7　不良個所の損傷等

当該不良個所にかかわらず作業中の損傷は，契約相手方がその責を負うものとする。

3.8　保証

修理箇所（交換部品）の保証は，通常使用で受領検査合格の日から１年間とする。

4　情報の保全

情報の保全は，次による。

4.1　駐屯地の立入りに際しては，当該駐屯地所定の立入手続を行う。

4.2　駐屯地の中で作業を行う場合は，駐屯地内での行動（入門手続き，火気の取扱い，作業用通行路など）は，当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して，作業地域以外への立入りを禁止する。

なお，やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には，所定の手続きを行う。

4.3　契約の相手方は，本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，それらの部外への利用，公表などを官側の許可なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.4　契約内容を，第三者に請け負わせようとする場合は，「再委託承認申請書」（様式は，入札及び契約心得に掲載）を契約担当官等に提出し，承認を受ける。

5　その他の指示

5.1　その他

この仕様書に関す疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 8.3 による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６ＭＣＪ１Ａ００３１３
	調達要求年月日	令和８年１１月１３日
	作　成　部	北海道補給処　補給部
	作成年月日	令和８年１１月４日
品　名	電動式簡易運搬装置外注整備役務	
仕様書番号	ＮＶ－Ｚ２３００００	

指　定　事　項

１　2.2　品名・整備要求事項

電動式簡易運搬装置外注整備役務

２　整備内容

(1)　品名・製造・型式等

ア　品名：電動式簡易運搬装置

イ　製造：トヨタＬ＆Ｆ株式会社

ウ　型式：６ＦＢＲ１５（フレームNo：３３７１１、３３７２３）

(2)　整備・部品交換

ア　チェーン交換

イ　ハイドロリックオイル交換

ウ　ドライブユニットオイル交換

エ　充電コード交換

オ　バッテリー交換

カ　各ハイプレッシャーホース交換

キ　各部グリス給油

ク　その他、細部は現地にて調整する。

(3)　清掃、調整及び機能点検

３　引き渡し場所

陸上自衛隊　島松駐屯地（１１号倉庫及び３１号倉庫）

４　細部連絡調整先

北海道補給処　補給部　管理課　沼田曹長（内５９１４）